

令和6年度 松本市地域自治支援交付金(寿地区分)提案事業 募集要項

1 目的

従来の交付金制度では支給対象者となりにくかったNPO・市民活動団体、若者等の有志グループの活動を掘り起こし、多様な主体による地域づくりを推進するため、これらの団体等が実施する提案事業に対して、予算の範囲内で交付金を支給します。

なお、この要項は、松本市地域自治支援交付金支給制度(以下「制度」という。)第3条及び第5条の規定に基づき、松本市地域自治支援交付金(寿地区分)(以下「交付金」という。)提案事業の募集に関し、必要な事項を定めるものです。

2 提案事業

寿地区を対象とした住民主体による地域づくり推進事業

(1) 募集テーマ(重点課題)

高齢者等の生活支援事業

(2) 自由テーマ

地域課題の解決に向け、必要・効果的と認められる事業

3 募集の資格要件等

(1) 寿地区を拠点にして主体的に地域活動に取り組む団体等

(2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的としていない団体

なお、次に掲げる団体は交付事業者としない。

ア 松本市暴力団排除条例(平成24年松本市条例第3号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)が構成員である団体または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に規定する処分を受けている団体またはその構成員統制下にある団体

4 支給対象経費

(1) 対象経費

支給対象事業に要する経費から、支給対象外経費及び他の補助金、事業収入等を除いた経費とする。

対象経費一覧(例)

科目(例)	対象経費(例)	対象外経費(例)
報償費	研修会、学習会等の講師謝礼	地域住民が無報酬で実施すべき活動に対する報償的な経費
役務費	郵便料金、HPの管理運営費、活動時の保険料など	
需用費	事務用品の購入費、消耗品費、燃料費、食糧費など	自己負担すべき個人的経費 例)事業に直接関係のない弁当代、懇親会の飲食代

使用料	行事などで利用する施設使用料、会議資料のコピー使用料など	
原材料費	案内看板など作成のための材料費など	
備品購入費	地区で使用する防災備品、事業で使用する備品など	特定の個人や団体に効果が限定される備品の購入

(2) 対象外経費

- ア 政治的又は宗教的な活動を目的とするもの
- イ 選挙活動又はこれに類する活動を目的とするもの
- ウ 特定の個人又は団体の営利を目的とするもの

5 交付の上限額

提案申請事業毎に上限 10 万円

ただし、募集テーマ(重点課題)に関する事業についてはこの限りではない。

6 募集期間及び申請方法

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までに、寿地区地域づくりセンターへ「松本市地域自治支援交付金申請書」及び「松本市地域自治支援交付金(寿地区分)提案事業計画書」を提出

7 支給対象事業及び支給額の決定等

- (1) 寿地区地域づくりセンター長は、選定委員会を設け提案事業の内容を審査し、支給対象事業及び支給額を決定する。
- (2) 採択を決定した団体には、「松本市地域自治支援交付金決定通知書」により通知する。
- (3) 不採択となった団体には、選考結果を通知する。
- (4) 支給決定団体は、「松本市地域自治支援交付金支給請求書」により申請する。
- (5) 団体等は事業終了後、「松本市地域自治支援交付金実績報告書」及び「松本市地域自治支援交付金(寿地区分)提案事業報告書」を提出する。
- (6) 実績額が支給決定額を下回る場合は、差額について返還する。

8 その他

- (1) 採択された事業については、松本市公式ホームページ等で実績を公表する。
- (2) 交付金の追加募集は、交付金予算の範囲で実施可能とする。
- (3) その他必要な事項は、寿地区地域づくりセンター長が決定する。

9 申込み先

松本市 住民自治局 寿地区地域づくりセンター
 〒399-0021 松本市寿豊丘424番地
 電話0263-58-2038 FAX0263-85-1099
 電子メール kotobuki-s@city.matsumoto.lg.jp